

令和7年度 第71回 山梨県中学校柔道選手権大会 実施要項

- 1 主 催 山梨県教育委員会・山梨県小中学校体育連盟・山梨県柔道連盟
- 2 主 管 山梨県小中学校体育連盟柔道専門部
- 3 日 時 令和7年6月29日（日） 集合8：00 開始9：30
- 4 会 場 小瀬武道館 第二武道場
- 5 参加資格 (1) 山梨県内中学校に在学している男女。
(2) 全日本柔道連盟及び山梨県柔道連盟に登録されており，市町村の運営団体及び山梨県小中学校体育連盟に承認を得た地域クラブ。※同一年度中は，最初に参加した所属チームからの変更は認めない。
※県中体連への承認は5月30日までに受けること。
(3) 大会に出場することに対して保護者からの同意書を取り，学校長の承認を得た者。
- 6 参加制限 男子団体戦 5人戦（3名以上可）
選手7名（含補員2名）によって編成した1団体1チーム
男子個人戦 団体試合への出場如何にかかわらず，1団体2名以内とする。
体重無差別で実施する。
女子団体戦 3人戦（2名以上可）
選手4名（含補員1名）によって編成した1団体1チーム
女子個人戦 団体戦への出場如何にかかわらず，1団体3名以内とする。
体重無差別で実施する。
※選手は団体戦，個人戦ともに，同一クラブからのエントリーとする。
- 7 参 加 料 参加選手一人につき，500円とする。
参加料は参加申込書の原本とともに，6月5日（木）の事前打ち合わせ会議に持参する。
※参加申込書にエントリー数と参加料合計金額を記入する欄がありますので，忘れずに記入をお願いします。
※納入された参加料については，主催者の都合等で中止になった場合を除き，返金はしない。
- 8 試合方法 男子団体戦；5名による点取り戦。女子団体戦；3名による点取り戦。
いずれもトーナメント戦を原則とする。
男女個人戦；トーナメント戦を原則とする。
- 9 競技規則 (1)審判規程
国際柔道連盟試合審判規程及び国内における「少年大会特別規程」による。
・試合時間は，団体戦・個人戦ともに3分間とする
(2)勝敗の判定基準
・優劣の成り立ちは「一本」=「反則勝ち」>「技あり」>「僅差」とする。
①団体戦 「技あり」以上又は，「僅差（指導差2以上）」とする。ただし，代表戦における延長戦（ゴールデンスコア）は無制限とする。
②個人戦 「技あり」または「指導」の差2以上とし，本戦で同等の場合は時間無制限のゴールデンスコア方式によって必ず勝敗を決する。

※リーグ戦も必ず勝敗を決する。

10 表彰 (1)団体戦

優勝チームには優勝旗，賞状，2・3位チームには賞状を授与する。

(2)個人戦

各階級優勝者，2・3位の者には賞状を授与する。

11 申込方法 (1)データ申込（エクセルデータ） データ申込締切令和7年5月30日（金）

アドレス hou83xiu55o@yahoo.co.jp 忍野中学校 後藤 秀哉 宛

エクセルデータを入力し，上記アドレスに送信をお願いします

(2)本申込 ①本申込書（ワード）に必要事項を記入してください

②印刷した後職印を押してもらってください

③職印のついた本申込書をPDFファイルにし，それを忍野中の後藤宛にメールで添付する

本申込締切 令和7年5月30日（金）なお，原本は打ち合わせ会議の際に提出

※データ申込・本申込はホームページよりダウンロードしてください。

12 組み合わせ 6月5日（木）に開催する選手権大会事前打合せ会議で行う。

※15：00 場所：未定

13 外部指導者について

当該校の学校長が認めた外部指導者がいる場合は，原則として監督と一緒にベンチに入ることができる。外部指導者のベンチ入りは1名とする。外部指導者の条件については，県小中体連の規則に準ずる。

14 その他

(1) 事前打合せ会議及び試合当日に顧問（支部の専門部委員含む）及び地域クラブ（代理者も含め）の出席がない場合，また，試合当日支部の専門委員の出席がない場合は，出場を認めないことがある。

(2) 男子団体試合出場権及び女子団体戦出場権は，各校及び地域クラブ1チームとする。
※地域クラブの要件については，全日本柔道連盟及び山梨県柔道連盟に登録されており，市町村の運営団体及び山梨県小中学校体育連盟に承認を得た地域クラブとする。

(3) 団体戦においては，新人大会ベスト4のチームをシードする。

(4) 試合は2試合場で行う。団体戦終了後に個人戦を行う。

(5) 選手は団体戦，個人戦ともに，同一クラブチームからのエントリーとする。

(6) 団体戦に出場せず，個人戦のみの出場でも，必ずその校の教員及び地域クラブ関係者（代理者含む）が監督すること。

(7) 脳震盪対応について 選手及び指導者は下記事項を遵守すること

①大会1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は，脳神経外科の診察を受け出場の許可を得ること。

②大会中，脳震盪を受傷した者は，継続して当該大会に出場することは不可とする。

③練習再開に際しては，脳神経外科の診断を受け，許可を得ること。

④当該選手の指導者は大会事務局および全柔連に対し，書面により事故報告書を提出すること。